

影響に関する統計的、疫学的及び医学的知見を踏まえつつ、当該申請者の被爆者の被爆前の生活状況、健康状態、被爆状況、被爆後の行動経過、活動状況、生活環境、被爆直後に生じた症状の有無、内容、程度、態様、被爆後の生活状況、健康状態、当該疾病の発症経過、当該疾病の病態度、当該疾病以外に当該申請者に発生した疾病的有無、内容、病態などを全体的、総合的に考慮して、原爆放射線被曝の事実が当該疾病に係る疾病的発生を招来し得る高度の蓋然性が認められるか否かを経験則に照らして判断すべきである。」としている。

この考え方は、線量推定方式というシミュレーションの方式によるのではなく、被爆者の具体的な状況という事実を何よりも重視すべきであるとする長崎原爆松谷訴訟の最高裁判決、小西訴訟大阪高裁判決及び東訴訟東京高裁判決の判断と成果をさらに深めたものといえる。

⑤ 上記の判断枠組みの下に、9名の原告全員について放射線起因性を認め、中でも2名の入市被爆者及び爆心地から3.3キロメートルの地点での遠距離被爆者について、残留放射線による被爆や内部被爆による影響を認めており、いずれも画期的な判断だった。

このように、判決は、被告厚生労働大臣が現在とっている審査の方針を機械的に適用する手法の数々の問題点を明確に指摘し、実質的にはその根本的転換の必要を求めている。

【広島判決】

広島地裁判決の内容は、大阪地裁判決をさらに大きく発展させるものである。結論からいえば、広島地裁の判決は、厚労省の立つ審査基準を再度実質的に否定したといえる。

広島判決は、放射線による後障害は特異な症状を呈するわけではなく、放射線が人体に与える影響の機序はいまだ科学的にその詳細が解明されているわけではないので、放射線起因性の直接的な立証を被爆者に要求することは不可能を強いることとなるという前提に立っている。そのうえで、以下のとおり述べる。

- ① 厚労省が被曝線量を算出する目的で使用しているDS86、DS0.2は、比較的正確に放射線量を算定できるのは初期放射線（直爆放射線）の限度であるから、これらは「一応の最低限度の参考値」とすべきである。
- ② 審査の方針の基礎である「原因確率」についても「様々な限界や弱点があ

るのであるから、一応の単なる判断の目安としてあつかう」とした。

- ③ 厚労省が原爆症認定に用いている「審査の方針」も、「あくまでこれを放射線起因性の一つの傾向を示す、過去の一時点における、一応の参考資料として評価するにとどめる」とする。

つまり、広島判決は、DS86、0.2も、原因確率も、そして審査の方針にしても、残留放射線による外部被曝や内部被曝を十分に検討していないという弱点や限界があると明確に指摘し、これらを実質的には否定したといってよい。

【判決の真骨頂】

DS86推定方式による初期放射線量が「ほぼゼロ」と考えられる者についても、上記の急性症状の発症や白血病などに罹患するおびただしい症例が客観的に存在することが公的な資料からも広く認められているし、また、死亡した遠距離被爆者の遺体を剖検した結果、放射線被曝に際して特徴的に認められる臓器障害を系統的に有していたという事実があったことも一つの傍証として認められる。そうであれば、DS86推定方式による初期放射線量がほぼゼロと考えられる者であっても、初期放射線による外部被曝以外の被曝様式によって被曝し、放射線の影響により上記の急性症状を発症した者が存在すると認めることができる。

【名古屋判決】

基本的には大阪、広島判決を継承する判決である。

DS86を初期放射線量の評価に限定し、低線量放射線（誘導放射線、放射性降下物）による外部被曝や内部被曝の人体に対する影響を認める。また、入市、遠距離被爆者の急性症状が放射線の影響であるとしたうえで、厚労省の感染症、ストレス説を排斥した。さらに、審査の方針・原因確率についても形式的適用の危険性を指摘する。

個別原告でいえば、原爆投下時点では市内におらず、その後広島に入市した甲斐昭（厚労省の現行の「審査の方針」では絶対に認められない原告）の悪性リンパ腫について放射線の影響ありとした。

柔序 閩

三

中 國

三

被爆者もう待たせるな

詩定基準見直

原爆論の討定を求めて相次ぐ集団訴訟で核が大慶の改修を重ねたもの、選選が機械的にしてあるなどのよその議論作業が詮議が異議を闘はれたのである。被爆者をできるだけ救済する方向での運用を求めてくるといふれる。

ハレした流れもあってか、安倍首相は5月10日、「専門家の判断の中止して、『見直す』ことを検討せよだ」と表明した。専門最初の「平和記念式典出席を認む」、被爆者たちと面談した席でだった。

ただし横浜市厚生労働局はまのうの記者会見で、専門家による批判してえた。

「ふつた！」とも笑べた。なんでもあるんだ。
それが何種のつづて被験者の語
望を開く頭で聞く詰め入る。「換
金で一年かねばならぬタバーンで
議論」の知恵を出して、たまたま
ら」と述べた。こんな調子でスラン
ー式に進むのがいい。原田の語彙は、
豊原省の教諭が空氣満々にして本
業だん手本一がお題となり。その
算の問題もあるのそれを興味越へ
る。

2007-R

◎ 亂世解卦

政治の大綱を眞直しを求めたが、
広島で安倍首相と柳沢厚生労
は、原爆症認定訴訟のうち抗訴
院の來てしない熊本地裁の訴訟
控訴訴訟を求める爲めに對し、
明確な回答を避けた。在外被爆

相
期
者
が手帳申請のために日本に来なければならぬ現状には、従来の見解を繰り返した。
政府も掲げる核兵器開発への意
思は、被爆者の撲滅充実を通じて
も示すことができる。安倍首相の
リーダーシップにならう。

と見直したことを説いてやめた」と述べた。就任最初から「平和記念式典出席を削除」、被爆者たる意識を失してしまった。

首相が約束したからには

原爆症の認定

口直 本筋の説くところに反対だ。被爆者たる耳と下したとして、またたまに妻半
あがめをもつて、終わらせるのが当然だ。
東京なども地獄で國が連敗中だ。
新たな認定標準はこうした被爆者の

2007年(平成19年)8月7日 火曜日

卷之三

3 10 版

社

半蔵はそれで、國事の實業を司る所の員に就いて、
しを越してでもいた。

「お放逐前の権勢力ではない。原爆投下後に被爆地に入つた「入市被爆者」も切り捨てられている。」
そうした主張を掲げた訴訟で、裁判所が被爆者の訴えを認め、不認定処分を次

か、表半角ないし点半角の字形で書く事が多い。
例はまだない。やる時はそれが水先算だ。
被書の裏面を読むと見だす指標が、從
來の基準にならなくなつたのが迷惑だ
もう終わらにした。

論 著

國が原爆撃認定範囲を非
に誤り限定する標準を標榜す
に適用して、そのため、多くは
被爆者が認定申請を却下さ
れ、報復の道を闘かざれ続
いている問題で、安倍晋三首相
は五日、広島市
で「専門家の
判断をもとに認
定審査見直しを検討させ
ることの方針を表明した。
原爆撃認定審査の在り方を改
間う被爆者の裁判で、国は大連
敗訴したことからもむづかしく
して司法判断を要する入れず、
現行審査基準に固執して
現る。もし「真相の方針が、認定
行政改善に本当に付くぐ
であれば、たゞ一運きに失
たとはいい、有意味ないことに
間違はないだろ。だが首
相は見直しの内容を公表及

原爆症認定基準

首相は「見直す」と断言せよ

六日、柳沢伯太厚生労働大臣は、一年以内に見直しを進めること針を示したが、やはり内容には言及しなかった。これでは見通しが全く不透明だ。

直しを拒んだためである。その経過を見れば、もはや「専門家による検討」の余地はないはずだ。課題は法判断に従わない専門者をして、首相が司法に従うべきである。相の厚生省指導できるようである。

現行認定基準は、被爆者を推定する算定方式(DS86)と、被爆者の発症が関連する割合をもとに推定する原因確率を併用して、被爆者の症状が原爆症に該当するかどうかを判定している。だがこの方針採用など、首肯せよ。

また、原爆症認定制度等、全被爆者の「多大不利益」が抑えられている。これを見て、被爆者が「国は原爆症認定数を大きく抑えるために、現行基準を切り捨てて利用している」と批判するのも無理はない。司法もまた、被爆者の主張を全面的に受け入れ、「国は現行基準を機械的に適用してはならない」。一人一人の被爆者の症状を総合的に判断すべきだ」と、横田返し判決に注文を行ってきた。そして、それがいま国は完全に無視してきたのである。そこに原爆症認定問題の本質がある。

(2007·8·7)——

政治解決を促した司法の流れ

原爆症認定

原爆症認定 踏み込んだ首相詰了。 安倍首相は「公爵、貴様の原爆の田に会わせ、同市で被爆者一悉と面会し、「原爆症の認定基準の見直しを、厚生労働省に検討させる」と述べた。基準を緩和すれば、国民が被爆者として認定される可能性が高くなる。政府は被爆者の部も専門家も、必ず対応に適応していなければならない。被爆者認定法では、後づき間以内に広島や

前よりおどりておる。高麗は全國の統制者にして、謀叛問題も何んか、一貫した政策運営を
おこなつてゐる。大阪、熊本などい地に、与党的ロジックチーフを起用され
て、謀叛問題の見直しに動かされた。監
禁の機会が、現行の謀叛問題が複雑な
もので、何時も監禁のまゝである。
謀叛者は眞面目にしてゐる。こゝからも
起訴されねば、被爆者は眞面目にしてゐる。こゝからも
起訴されねば、政治が解決する。司法の場で争ひあらむ。

社說

ねが、大半の人は月額約一万円から年間約四万円の健保費を支払っている。だが、認定基準の真偽の見直しは医療費の増加を防ぐべきだ。たゞ、認定基準の真偽の見直しは医療費の増加を防ぐべきだ。

被爆者健康手帳を取得している人は約25万人いる。だが、原爆地と認定された人は約2200人といふ。病気と被爆の因果関係が認められるまでのペーパーは複数ある。一方で、既した内閣支持率を回復せねばならぬパフォーマンスではない。と雖も見方では根強い。たゞ、安否確認は東京大気汚染訴訟、トネル脳膜訴訟、中國露銅尾泥訴訟、被曝線度を推定する計算式が重要な要素となる。しかし、この計算式の有効性、被爆肝炎訴訟なども解決の道を模索がある一方で、既した内閣支持率を回復せねばならぬパフォーマンスではない。と雖も見方では根強い。たゞ、安否確認は東京大気汚染訴訟、トネル脳膜訴訟、中國露銅尾泥訴訟、被曝線度を推定する計算式が重要な要素となる。しかし、この計算式の有効性、被爆肝炎訴訟なども解決の道を模索